

介護保健施設サービス 重要事項説明書

利用者に対する介護保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に基づいて、当事業者が利用者説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人 松徳会
所在地	三重県松阪市駅部田町 1619 番地 45
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 松 本 和 隆
電話番号	0598-26-3555

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設カトレア
施設の所在地	三重県松阪市山室町 690 番地 1
都道府県知事許可番号	2450780032号
施設長の氏名	施設長 新 堂 喜代文
電話番号	0598-20-0088
ファクシミリ番号	0598-20-0066

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
短期入所療養介護	平成 12 年 4 月 1 日	2450780032	40 名
介護予防短期入所療養介護	平成 18 年 4 月 1 日	2450780032	
通所リハビリテーション	平成 12 年 4 月 1 日	2450780032	
介護予防通所リハビリテーション	平成 18 年 4 月 1 日	2450780032	
居宅介護支援事業	平成 12 年 4 月 1 日	2470700168	

4. 施設の目的と運営方針

施設の目的	当施設は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようになるための支援が必要である者（以下「利用者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護並びに機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努める。4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。6. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得。

5. 施設の概要等

介護老人保健施設「カトレア」

敷地	9045㎡		
建物	構造	鉄筋コンクリート造 2階建	
	延床面積	4001.98㎡	
	利用定員	100名（うち認知症専門棟	40名）

(1) 居室

居室の種類	室数	面積（㎡）	1人当たり面積（㎡）
1人部屋	44室	10.23	10.23
2人部屋	18室	16.08	8.04
4人部屋	5室	46.59	11.65

(2) 主な設備

フロア	主な設備
1階	事務所・デイルーム・リハビリテーション室・食堂・浴室（一般浴・特浴）・理美容室 在宅介護支援センター（介護機器展示コーナー）・相談室・談話室・診察室・厨房 サービスステーション・居宅介護支援センター・療養室・洗濯室
2階	療養室・デイルーム・食堂・談話室・浴室（一般浴）・洗濯室・家族介護教室・ユニット ケアルーム

6. 従業者の職種、員数

従業者の職種	常勤		非常勤		業務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			職員を統括し、介護保険法に則った運用を図る。
医師		1	1	1	利用者の健康管理・身体状態の観察・処置を行う。 看護師・介護職員・薬剤師・理学療法士等・管理栄養士等に対する指示・指導等を行う。
薬剤師			1		医師の指示により薬剤管理をする。
看護職員	11		6		医師の指示を受け、介護職員と連携を保ち、利用者の看護および健康管理に従事する。
介護職員	20		14		医師の指示を受け、看護職員との連携を保ち、利用の日常生活の介護・援助に従事する。
支援相談員	2	2			利用者の処遇上の相談・家族支援を行う。また、市町村等関連機関との連携、ボランティアの指導等に従事する。
理学療法士	1	1	7		ケガや病気などで身体に障害のある人の機能回復、機能訓練・生活リハ・作業療法・言語療法を行い、利用者の身体機能回復や機能維持に努める。
作業療法士	2		2		
言語療法士	1				
管理栄養士	3				利用者の栄養管理を行い、他職種と連携し、栄養ケアマネジメントを行う。また、食事療法が効果的に行われるようモニタリングし、食事相談を行う。調理員を指導し、厨房の衛生管理に努め給食業務に従事する。
栄養士					
介護支援専門員		2			施設サービス計画を作成し、ケアプランのモニタリング、評価をする。利用者・家族支援を行うとともに、市町村・各サービス事業所と連携。連絡調整を図る。
事務員	5		1		事務長の命を受け、人事・庶務・会計・施設内設備の保守の管理を行う。
その他の従業員			2		運転手は安全運転に勤め運転業務に従事する。 洗濯・清掃など

7. サービス利用料および利用者負担

別紙サービス内容説明書及び料金表のとおりです。

8. キャンセル

別紙サービス内容説明書及び料金表を参考をお願いいたします。

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設カトレア消防計画」にのっとり、対応を行います。			
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設カトレア消防計画」にのっとり、年2回日中および夜間を想定した避難訓練を利用者の方の参加を得て実施します。			
防災設備	設備名称	設置の有無	設備名称	設置の有無
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段・スロープ	各1ヶ所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は難燃・防煙性能のあるものを使用しています。			
消防計画届出日	平成24年3月1日			

- (1) 防火管理者には、事業所管理者とは別に定める。
 - (2) 火元責任者には 事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害設備の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
 - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

10. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、別途定める緊急時連絡網の手順に従い、速やかに利用者の代理人（ご家族や後見人等）、連帯保証人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当該保険者および関係機関に連絡を行います。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	松阪市民病院
所在地	松阪市殿町 1550
電話番号	0598-23-1515

医療機関の名称	松阪厚生病院
所在地	松阪市久保町 1927-2
電話番号	0598-29-1311

医療機関の名称	松本クリニック
所在地	松阪市駅部田町 1619-45
電話番号	0598-26-3555

1 2. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	吉田歯科医院
所在地	松阪市黒田町 91-2
電話番号	0598-21-1816

1 3. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

別紙サービス内容説明書のとおりです。

1 4. 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当事業所のご利用相談窓口までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますので、ご利用下さい。

当事業所の相談窓口	TEL 0598-20-0088 (8:30~17:30)
松阪市役所保健福祉部介護高齢課	TEL 0598-53-4090 (土日祝を除く 8:30~17:15)
三重県国民健康保険団体連合会	TEL 059-222-4165 (土日祝を除く 9:00~17:00)

1 5. 個人情報の使用について

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。事業者が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る。

1 6. 身体拘束廃止について

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、廃止するための検討記録等の記録の整備や手続きなどを厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し、身体拘束等の適正化のための指針に基づき、適正な取り扱いにより行うものとする。その実施状況について、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催し、その結果を職

員に周知する。介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

17. 事故発生防止について

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼する。サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。また、管理者は、当該利用者の家族等に連絡するとともに関係者に必要な措置を講じる。事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

18. 衛生管理について

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

19. 褥瘡対策について

当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。事業所の入所者に対して褥瘡の発生と関連あるリスクを評価する。リスクがあるとされた入所者について褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。褥瘡ケア計画にもとづき、入所者ごとに褥瘡管理を実施する。評価に基づき、少なくとも3月に1回褥瘡ケア計画を見直す。

重要事項説明確認書

私は本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日
(利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

印

(利用者の家族等)

住 所

氏 名

印